

職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）及び学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 期末手当

年間支給月数を0.05月分引き下げ、3.80月分とすること。

2 実施時期

この改定は、平成13年4月1日から実施すること。